

令和6年8月7日
四国運輸局

**とさでん交通株式会社の軌道事業に係る旅客運賃の上限変更認可申請
に関するパブリックコメントを実施します。**

令和6年7月31日付けでとさでん交通株式会社から軌道事業の旅客運賃の上限変更認可申請がありました。

当該申請事案について、適正な審査を行うことを目的として、広く利用者から意見を聴取し、審査の参考とするため、別添の要領にてご意見を募集します。

○申請の概要

【上限認可】

- ① 均一制区間
：申請230円（現行200円）
- ② 区間制区間
 - 1区間：申請150円（現行130円）
 - 2区間：申請250円（現行230円）
 - 3区間：申請330円（現行310円）
- ③ 均一制区間と区間制区間に跨る区間
 - 1区間：申請330円（現行310円）
 - 2区間：申請440円（現行420円）
 - 3区間：申請500円（現行480円）
 - 4区間：申請500円（現行480円）
 - 5区間：申請500円（現行480円）
 - 6区間：申請500円（現行480円）

※変更しようとする旅客運賃の種類・額及び適用方法については別紙1参照

※本申請事案についての事業者の情報提供は、以下のホームページを参照ください。
とさでん交通株式会社：<https://www.tosaden.co.jp/>

○意見募集期間

令和6年8月7日（水）から令和6年8月21日（水）まで

○意見の提出先・提出方法

別紙2「意見募集要領」参照

【参考】

○軌道法（大正10年法律第76号）

第十一条 軌道経営者ハ旅客及荷物ノ運賃其ノ他運輸ニ関スル料金（国土交通省令ヲ以テ定ムル料金ヲ除ク）並運転速度及度数ヲ定メ国土交通大臣ノ認可ヲ受クヘシ
2・3（略）

【問い合わせ先】

四国運輸局 鉄道部計画課
担当 谷藤、柴原、米森、重松
電話 087-802-6755

○変更しようとする旅客運賃の種類・額及び適用方法
 (大人運賃の一部抜粋)

① 鉄道

普通旅客運賃

		上限運賃	
		現行運賃	申請運賃
均一制区間		200円	230円
区間制区間	1区間	130円	150円
	2区間	230円	250円
	3区間	310円	330円
均一制区間 と区間制区 間に跨る区 間	1区間	310円	330円
	2区間	420円	440円
	3区間	480円	500円
	4区間	480円	500円
	5区間	480円	500円
	6区間	480円	500円

定期旅客運賃 (大人通勤1ヶ月)

		上限運賃	
		現行運賃	申請運賃
均一制区間		7,310円	8,560円
区間制区間	1区間	4,840円	5,850円
	2区間	8,460円	9,300円
	3区間	11,540円	12,280円
均一制区間 と区間制区 間に跨る区 間	1区間	11,540円	12,280円
	2区間	15,390円	16,370円
	3区間	17,320円	18,600円
	4区間	17,320円	18,600円
	5区間	17,320円	18,600円
	6区間	17,320円	18,600円

定期旅客運賃 (大人通学1ヶ月)

		上限運賃	
		現行運賃	申請運賃
均一制区間		6,110円	7,180円
区間制区間	1区間	3,850円	4,680円
	2区間	5,170円	5,700円
	3区間	7,050円	7,520円
均一制区間 と区間制区 間に跨る区 間	1区間	7,050円	7,520円
	2区間	9,390円	10,030円
	3区間	10,570円	11,400円
	4区間	10,570円	11,400円
	5区間	10,570円	11,400円
	6区間	10,570円	11,400円

とさでん交通株式会社の軌道事業に係る旅客運賃の上限変更認可申請に
関する意見募集について

令和 6 年 8 月 7 日
四 国 運 輸 局
鉄 道 部 計 画 課

令和 6 年 7 月 3 1 日付けをもって、とさでん交通株式会社から軌道事業に係る旅客運賃の上限変更認可申請がありました。

当該申請事案について、適正な審査を行うことを目的として、広く利用者から意見を聴き、審査の参考とするため、下記の要領で御意見を募集します。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

意見募集要領

1. 意見募集対象

とさでん交通株式会社の軌道事業に係る旅客運賃の上限変更認可申請

2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載いたします。

3. 意見募集期間

令和 6 年 8 月 7 日（水）から令和 6 年 8 月 2 1 日（水）まで

※郵送の場合、募集期間内の必着とします。

※行政手続法第 3 9 条第 1 項に規定された、意見公募手続に基づくものではない任意の意見募集として、広く利用者から意見を聞くために実施するものであり、事業者からの申請に対して迅速な処分を行うため、3 0 日未満の意見募集期間としております。

4. 意見提出先・提出方法

意見提出様式にならい、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて御意見を提出してください。

なお、電話による御意見の受付は致しかねますので、御了承願います。

①電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細画面」の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

②郵送の場合

〒760-0019 香川県高松市サンポート3-33
高松サンポート合同庁舎南館3階
国土交通省四国運輸局 鉄道部計画課 意見募集担当 あて

5. 留意事項

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、御意見の内容とともに公表させていただきます。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

6. その他

提出されましたご意見は整理の上、e-Govの「パブリックコメント（結果公表案件一覧）」欄に回答を掲出します。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

7. お問い合わせ先

国土交通省四国運輸局 鉄道部計画課 意見募集担当
電話番号 087-802-6755

